

生活保護における住宅扶助削減の撤回及び冬季加算削減の中止に
関する意見書（案）

政府は、生活保護における住宅扶助の基準額の引下げを本年 7 月から実施し、また、多くの地域で冬季加算額を同年 10 月から引き下げようとしている。

住宅扶助の基準額の引下げにより、生活保護世帯のほぼ 3 割に当たる約 44 万世帯が減額となることが国会審議を通じ判明しており、その多くの世帯で転居を迫られる事態になりかねない。とりわけ都内では家賃が高く、住宅扶助の上限額であっても、住居を見つけることが困難である場合が少なくない。住まいという生活の基盤を揺るがす住宅扶助の基準額の引下げを直ちに撤回すべきである。

また、冬季は暖房費の増加に加え、衣服や靴の確保も必要であるため、防寒に係る費用の増加が見込まれるが、生活保護世帯は病気を抱える者や障害者、高齢者も多いため、冬季加算額の引下げによって、命と健康に多大な影響が出ることが懸念される。

日本国憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という規定の理念に基づき、「最後の安全網」であるべき生活保護費の削減は行うべきではない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、生活保護における住宅扶助の削減を撤回し、冬季加算の削減を中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		